

徳島県個人情報保護審査会答申第92号

第1 審査会の結論

徳島県警察本部長の決定は、妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 個人情報開示請求

平成30年4月5日、審査請求人は、徳島県個人情報保護条例（平成14年徳島県条例第43号。以下「条例」という。）第14条第1項の規定に基づき、徳島県警察本部長（以下「実施機関」という。）に対し、「平成〇年頃から今日に至るまで、私〇〇〇〇が女性〇〇〇〇から受けたストーカー行為について警察に話した事についての書類」に該当する保有個人情報の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

平成30年4月18日、実施機関は、本件請求に係る保有個人情報を平成30年4月3日の「警察総合相談票1及び2」（以下「本件相談票」という。）と特定した上で、当該情報が条例第16条第2号の「開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示することにより、開示請求者以外の個人の正当な利益を害すると認められるもの」及び第6号の「氏名を開示することにより、当該警察官等の従事する事務等の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものとして、公安委員会規則で定めるもの」に該当すると判断し、一部を非開示とする部分開示決定（以下「本件決定」という。）を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

平成30年5月27日（同月28日受付）、審査請求人は、本件決定を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、徳島県公安委員会に対して審査請求を行った。

4 諮問

平成30年10月11日、徳島県公安委員会は、条例第42条の規定に基づき、徳島県個人情報保護審査会（以下「当審査会」という。）に対して、本件審査請求について諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

平成〇年頃の〇〇署、または担当者の行動記録が出てこないのは不服である。過去の処理事実を知る権利がある。

2 審査請求の理由

審査請求人から提出された審査請求書における審査請求人の主張を要約すると、概ね次のとおりである。

- (1) 概ね平成〇年頃、審査請求人は、通勤時、女性からトイレの前、帰宅時等の度重なる待ち伏せ、または噂を流す等の行為を受け、当時の〇〇警察署の生活安全課にて相談した。その後、徳島県警本部ストーカー対策担当者が審査請求人の職場であった〇〇市役所まで来て、〇〇市役所の人事課等に働きかけ女性を〇〇市役所本庁から離れた支所へ異動させて解決に尽力した。
- (2) 今回の徳発信第128号の個人情報開示決定通知書において、その当時の〇〇署、または担当者の行動記録が出てこないのは不服である。何故なら平成〇年まで遡って保有個人情報の開示請求を受理されているからである。過去の処理事実を知る権利がある。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関から提出された弁明書及び口頭による理由説明を要約すると、本件決定の理由については次のとおりである。

- (1) 審査請求人が開示を求めている保有個人情報は、平成〇年頃から現在に至るまでに、審査請求人が特定の女性から受けたストーカー行為について警察に話したことの情報が記載された書類の開示を求めたものである。
- (2) ストーカー事案は、警告や禁止命令といった行政的な手続きと刑事事件として取扱う刑事手続に分かれるが、審査請求人は、当時、文書警告をしてもらったと主張していることから、行政手続における文書が作成されたと推察される。
- (3) 平成〇年当時のストーカー事案に係る行政手続における文書については、ストーカー行為等の規制等に関する法律施行規則（平成12年国家公安委員会規則第18号。以下「施行規則」という。）及びストーカー行為等の規制等に関する法律に基づく警告、禁止命令等、仮の命令及び援助の措置に関する事務取扱要綱（平成12年徳島県警察本部訓令第24号。以下「事務取扱要綱」という。）に基づき関係書類が作成され、加害者に対し文書警告したと考えられるが、関係書類は保存期間が満了し廃棄しているため保有していない。
- (4) 文書管理に関しては、徳島県警察文書管理規程（平成11年徳島県警察本部訓令第20号。以下「文書規程」という。）により、各簿冊とも、保存期間を基本的には5年間と定めており、審査請求に係る平成〇年頃又はその前後のストーカー関連記録は、個人情報開示請求があった平成30年4月の時点では、既に所属長の指揮を受けて廃棄しているため保有していない。
- (5) また、刑事事件としての手続を行っておれば30年保存として取り扱う場合もあるが、当課及び全警察署の保管書類について確認したが、刑事事件記録としての保管や取扱いはなかった。
- (6) 以上により、実施機関は、本件請求に関しての保有個人情報を本件相談票と特定

し、一部非開示部分があったことから部分開示決定を行ったものであり、それ以外に該当する文書は保有していない。

第5 審査会の判断

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 本件決定の妥当性について

実施機関は、本件請求に係る保有個人情報を本件相談票以外に保有していないと主張しているため、以下、実施機関が行った本件決定の妥当性について検討を行うこととする。

(1) 本件請求に係る保有個人情報について

本件請求に係る保有個人情報の内容は、審査請求人が平成〇年頃から現在に至るまで、特定の女性からのストーカー行為について、本件相談票は開示しているが、それ以前の相談に関する対応記録の開示を求めたものと解される。

(2) 本件請求に係る保有個人情報の不存在の妥当性について

ア 実施機関の説明によると、審査請求人は、平成〇年頃、文書警告してもらったと主張したため、行政手続における文書警告事案であるとして、施行規則及び事務取扱要綱に基づき関係書類が作成されたと考え、担当課及び全警察署の保管書類について確認したが、関係書類は既に保存期間である5年が満了し廃棄しているため保有していないとのことである。

イ また、刑事事件の手続を行っている場合は、関係書類の保存期間が30年となるため、担当課及び全警察署の保管書類について確認したが、刑事事件記録としての保管や取扱いはなかったとのことである。

ウ 実施機関における公文書の保存期間について、文書規程第35条及び第39条は、保存期間の基準及び保存文書の廃棄について定めており、この規程に基づき、文書の整理、保存及び廃棄に関する事務を行っていることから、平成〇年当時の関係書類がないとする実施機関の説明に、特段、不合理な点はない。

エ 以上により、実施機関において、本件決定の保有個人情報の外に本件請求の対象として特定すべき保有個人情報を保有しているとは認められないので、本件請求に係る保有個人情報について、本件相談票と特定し、本件決定を行った実施機関の決定は妥当である。

2 結論

当審査会は、本件事案を厳正かつ客観的に検討した結果、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	内 容
平成30年10月11日	諮問
令和元年6月10日	審議（第111回審査会）
7月8日	実施機関からの口頭理由説明の聴取，審議（第112回審査会）
8月5日	審議（第113回審査会）

徳島県個人情報保護審査会委員名簿（五十音順）

氏 名	職 業 等	備 考
遠藤理恵子	弁護士	
竹原大輔	弁護士	会長職務代理者
田中里佳	公認会計士，税理士	
南波浩史	徳島文理大学総合政策学部教授	
松永満佐子	四国大学短期大学部教授	会長